

○物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札(条件付) 参加除外等要領

(趣旨)

第1条 この要領は，県が発注する物品の売買，修理等の契約の適正な履行を確保するため，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札(条件付) 参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号。以下「審査要領」という。）に基づく，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加除外その他の措置について定めるものとする。

(入札参加除外事案の報告)

第2条 知事又はその委任を受けて契約の締結についての権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は，有資格業者又はその代表者，代理人若しくは使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表各号に掲げる入札参加除外事由（以下「入札参加除外事由」という。）に該当することを知ったときは，入札参加除外事案報告書（様式第1号）を作成し，用度課長に報告するものとする。

(入札参加除外の決定)

第3条 用度課長は，前条の規定による報告を受け，又は他の方法により得た情報により，有資格業者等が入札参加除外事由に該当することを知ったときは，速やかに出納局入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 審査委員会は，前項の規定により付議された入札参加除外事案について速やかに審議し，入札参加除外の可否及び別表各号に掲げる除外期間の範囲内においてその期間を決定するものとする。

3 前項の規定による入札参加除外の期間の始期は，その決定のあった日の翌日とする。

(下請負人に対する入札参加除外)

第4条 前条第2項の規定により入札参加除外の決定を行う場合において，当該入札参加除外について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは，当該下請負人について，元請負人の入札参加除外の期間の範囲内で，入札参加除外の決定を併せて行うものとする。

(入札参加除外の期間の特例)

第5条 有資格業者等が一の事案により入札参加除外事由の二以上に該当したときは，当該事由ごとに規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって入札参加除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者等が次のいずれかに該当する場合における入札参加除外の期間の短期は，それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 別表各号の入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、同表各号の入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- (2) 別表第9号から第15号までの入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第9号から第15号までの入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき。
- 3 有資格業者等について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該短期の2分の1の期間（当該期間が1月未満となる場合は1月とする。）まで短縮することができる。
- 4 有資格業者等について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該長期の2倍の期間（当該期間が36月を超えるときは36月とする。）まで延長することができる。
- 5 入札参加除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。
- 6 入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたとき（検察官が不起訴処分をしたときを含む。）は、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

（入札参加除外の通知及び公表）

- 第6条 審査委員会の委員長は、第3条の規定により入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約担当者に通知するとともに、入札参加除外が決定された有資格業者に対し入札参加除外通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 2 審査委員会の委員長は、入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を閲覧の方法又はインターネットにより、公表するものとする。なお、閲覧の方法による公表は、用度課に入札参加除外閲覧簿（様式第3号）を備えてこれを行う。
- 一 入札参加除外が決定された有資格業者の商号、氏名（法人にあっては、代表者名）及び所在地
- 二 入札参加除外の理由
- 三 入札参加除外期間

（除外措置の承継）

- 第7条 入札参加除外の措置を受けた有資格業者から、合併又は会社分割等に伴う営業譲渡等により、当該有資格業者の業務を承継した者は、当該入札参加除外の措置を承継するものとする。
- 2 入札参加除外事由に該当する行為後に、有資格業者から合併又は会社分割等に伴う営

業譲渡等により当該行為を行った業務を承継した場合は、当該承継者に、入札参加除外の措置を行うものとする。

(入札等までに入札参加除外を行った場合の措置)

第8条 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等の契約に係る入札に参加する者として決定し、又は入札の指名を現に受けている有資格業者が入札の執行日までに入札参加除外の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、当該決定又は指名を取り消すものとする。

2 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等に係る随意契約の相手方として見積もり依頼した有資格業者が、当該見積もり期限までに入札参加除外の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、当該見積もり依頼を取り消すものとする。

(契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者を入札参加除外の期間中、県が発注する物品の売買、修理等の契約に係る入札に参加させてはならない。

2 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等に係る随意契約においても入札参加除外の期間中の有資格業者を契約の相手方としてはならない。

ただし、県が発注する物品の売買、修理等の契約（随意契約に限る。）が、次に該当する場合はこの限りでない。

一 代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品の購入等をする場合

二 地域的条件その他の条件により他に物品の売買、修理等ができる者がいないなどやむを得ない事情がある場合

3 前項の但し書きによることとする場合は、契約担当者はあらかじめ、出納局長に協議するものとする。

4 当該有資格業者が、第6条第1項の規定による入札参加除外の通知を受ける前に、県が発注する物品の売買、修理等に係る契約を締結していた場合における当該物品の売買、修理等については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(入札参加除外に至らない事由に関する措置)

第10条 審査委員会は、入札参加除外事由に該当する有資格業者等について、その内容が軽微なものであると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことにより、入札参加除外に代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)入札資格停止要領（平成19年6月1日施行。以下「旧要領」という。）は，廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領の施行の際現に旧要領による入札参加資格の停止の措置を受けている者の資格停止については，前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 この要領の施行の日の前日までに参加除外事由の原因となる行為がなされた場合の参加除外については，第2項の規定にかかわらず，なお，従前の例による。

附 則

この要領は，平成26年3月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は，令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに参加除外事由の原因となる行為がなされた場合の参加除外については，前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（施行期日）

この要領は，令和3年6月15日から施行する。

別 表

入札参加除外事由	除外期間
(安全管理措置) 1 県と締結した物品の売買、修理等の契約に関し、安全管理等の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当するとき。 ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 イ 物品の売買、修理等に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 2 県内における物品の売買、修理等の契約で、県が発注するもの以外のものの実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当すると認められるとき。 ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認められるとき。 イ 物品の売買、修理等に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、その社会的な影響が重大と認められるとき。 (契約不履行等) 3 県と締結した物品の売買、修理等の契約の実施に当たり、次のいずれかに該当するとき。 ア 有資格業者の責めに帰すべき事由により、契約の履行を遅延したとき。 イ 有資格業者の責めに帰すべき事由により契約に違反し、県から契約を解除されたとき。 ウ 過失により、契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。) エ アからウまでに定める場合のほか契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (法令違反等) 4 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令に違反したことにより、有資格業者等が、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。 5 県の入札参加資格を有する物品の売買、修理等に係る業務に関し、監督官庁から行政処分を受け、その社会的な影響が重大と認められるとき。 (公務執行妨害等) 6 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、物品の売買、修理等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	1 月以上9 月以下 1 月以上6 月以下 1 月以上6 月以下 1 月以上3 月以下 1 月以上3 月以下 3 月以上1 2 月以下 1 月以上6 月以下 1 月以上1 2 月以下 1 月以上6 月以下 1 月以上1 2 月以下 1 8 月以上2 4 月以下 1 8 月以上2 4 月以下 1 6 月以上2 4 月以下

入札参加除外事由	除外期間
7 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び地方公共団体等の職員に対して行った公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 2 4 月以下 8 月以上 2 4 月以下
8 次のア、イ又はウに掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領等反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。（前 2 号による場合を除く。） ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3 月以上 1 2 月以下 2 月以上 9 月以下 1 月以上 6 月以下
（贈賄行為） 9 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 8 月以上 2 4 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下 1 6 月以上 2 4 月以下
10 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 2 4 月以下 8 月以上 2 4 月以下
11 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	9 月以上 2 4 月以下 3 月以上 2 4 月以下 2 月以上 2 4 月以下
（談合等） 12 県が発注する契約に関し、代表役員等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 8 月以上 2 4 月以下
13 その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以下

入札参加除外事由	除外期間
14 その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反) 15 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 県が発注する契約の場合 イ その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約の場合 ウ その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約の場合 エ アからウまでに定める場合のほか、独占禁止法に違反した場合 (虚偽記載) 16 県の行う物品の売買、修理等の入札又は随意契約（以下「入札等」という。）において、一般競争入札(条件付)参加申出書、入札説明書で定める書類その他の入札等前の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (情報漏えい等) 17 県と締結した物品の売買、修理等の契約の実施に当たり、知り得た個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損があったとき又はその他の個人情報の管理が不適切であると認められるとき。 (その他不正又は不誠実な行為) 18 前各号に掲げる場合のほか、次のアからオまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、県が発注する物品の売買、修理等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 県の入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合。 イ 業務に関し、本県職員に対して威力的行為を行った場合。 ウ 制止を無視して、県の執務室へ入室した場合。 エ 県が発注する物品の売買、修理等の入札等で落札した後、正当な理由がなく契約を辞退した場合。 オ その他不正又は不誠実な行為を行い、その社会的な影響が重大と認められる場合。	8月以上24月以下 18月以上24月以下 12月以上24月以下 8月以上24月以下 1月以上12月以下 1月以上6月以下 1月以上12月以下 3月以上24月以下 1月以上12月以下 1月以上6月以下 3月以上6月以下 1月以上12月以下